

# 著しい物価変動に基づく運営権者収受額の臨時改定について（令和4年7月時点の計算例）

## 1. 物価変動比率の計算方法

著しい物価変動に基づく運営権者収受額の臨時改定に該当するかを確認するために、計算式に従って物価変動比率を算出します。

【計算式】（実施契約書 別紙10-4第3項第1号）  
 物価変動比率（臨時改定）＝  
 人件費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（\*1）の物価指標①の平均値÷基準期間（\*2）における物価指標①の平均値）  
 + 薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（\*1）の物価指標②の平均値÷基準期間（\*2）における物価指標②の平均値）  
 + 動力費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（\*1）の物価指標③の平均値÷基準期間（\*2）における物価指標③の平均値）  
 + 修繕費、保守点検費、廃棄物処理費、資産減耗費及びその他営業費用の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（\*1）の物価指標④の平均値÷基準期間（\*2）における物価指標④の平均値）  
 + 償却費の物価変動費の合計額に占める割合×（検討対象期間（\*1）の物価指標⑤の平均値÷基準期間（\*2）における物価指標⑤の平均値）

（\*1）検討対象期間：改定検討日の属する月の3ヶ月前の月から遡って1年間をいう。  
 （\*2）基準期間：  
 本契約第56条第1項第3号の規定による運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間の初日が属する事業年度の3年度前の事業年度1年間（ただし、当該運営権者収受額の臨時改定を実施する料金期間が初回料金期間である場合には、令和2年度の事業年度1年間）をいう。

### 【計算例】

例1【仙台圏工業用水道事業】  
 物価変動比率＝  $0.11433 \times 98.87\% + 0 \times 103.16\% + 0.19358 \times 112.32\% + 0.33497 \times 101.30\% + 0.35712 \times 104.65\% = 104.35\%$   
 ⇒物価変動比率を計算した結果、例1では工業用水道事業の物価割合である4%を超えているため、臨時改定に該当します。

例2【大崎広域水道用水供給事業】  
 物価変動比率＝  $0.29464 \times 98.87\% + 0.02871 \times 103.16\% + 0.03642 \times 112.32\% + 0.36041 \times 101.30\% + 0.27981 \times 104.65\% = 101.98\%$   
 ⇒物価変動比率を計算した結果、例2では水道用水供給事業の物価割合である5%を超えないため、臨時改定に該当しません。

※実施契約書において端数の処理方法が明示されていないものは端数処理せず計算しますが、計算例では表記上小数点以下を適宜省略しております。

## 2. 臨時改定後の運営権者収受額の計算方法

臨時改定に該当する事業がある場合は、計算式に従って臨時改訂後の運営権者収受額を計算します。

【計算式】（実施契約書 別紙10-4第3項第2号）

（著しく物価が下落した場合）  
 臨時改定後の物価変動費の合計額＝基準物価変動費（\*）の合計額×{1-（1-物価変動比率（臨時改定）-物価割合）}

（著しく物価が上昇した場合）  
 臨時改定後の物価変動費の合計額＝基準物価変動費（\*）の合計額×{1+（物価変動比率（臨時改定）-1-物価割合）}

（\*）「基準物価変動費」とは、臨時改定の実施日において適用される月次運営権者収受額（既に運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定がなされている場合には当該改定後の月次運営権者収受額）における物価変動費をいう。

### 【計算例】（著しく物価が上昇した場合）

【仙台圏工業用水道事業】

臨時改定後の物価変動費合計額 =  $9,687,813 \text{ 円} \times \{ 1 + ( 104.35\% - 1 - 4\% ) \} = 9,722,123 \text{ 円}$

（構成項目内訳）			
人件費	1,107,601 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 1,111,524 円
薬品費	0 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 0 円
動力費	1,875,388 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 1,882,030 円
修繕費	1,847,854 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 1,854,399 円
保守点検費	405,721 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 407,158 円
廃棄物処理費	380,000 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 381,346 円
償却費	3,459,707 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 3,471,960 円
資産減耗費	0 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 0 円
その他営業費用	611,542 円	× { 1 + ( 104.35% - 1 - 4% ) }	= 613,708 円

物価変動費合計 9,687,813 円 → 9,722,123 円  
 34,310 円の増額

※実施契約書において端数の処理方法が明示されていないものは端数処理せず計算しますが、計算例では表記上小数点以下を適宜省略しております。

## ●物価指標推移

改定検討日	2022/7/1
検討対象期間	202105 ~ 202204

	物価指標①	物価指標②	物価指標③	物価指標④	物価指標⑤
実施契約上の記載	宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標①」という。）	日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標②」という。）	日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・ガス・水道）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標③」という。）	日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標④」という。）	国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）（以下本別紙及び別紙10-4において「物価指標⑤」という。）
指標名称	名目賃金指数_現金給与総額	企業物価指数 2020年基準/消費税を除く国内企業物価指数小類別/_無機化学工業製品	企業物価指数 2020年基準/消費税を除く国内企業物価指数大類別/電力・都市ガス・水道	企業向けサービス価格指数 2015年基準/消費税を除く企業向けサービス価格指数 [消費税を除く企業向けサービス価格指数] 総平均	建設工事費デフレーター (2015年度基準)
検討対象期間(*1)	99.26	102.74	109.09	103.75	113.94
基準期間(*2)	100.39	99.59	97.13	102.42	108.88
(*1)÷(*2)	98.87%	103.16%	112.32%	101.30%	104.65%

↑17%以上変動で動力費の変動に基づく運営権者収受額の臨時改定

年度	年月	年月	物価指標①	物価指標②	物価指標③	物価指標④	物価指標⑤
令和2年度	R2.4	202004	79.7	100.5	102.6	102	108.9
令和2年度	R2.5	202005	77.0	100.5	102.5	101.5	107.6
令和2年度	R2.6	202006	207.1	100.3	102.4	101.8	111
令和2年度	R2.7	202007	78.0	100.2	104.8	102.2	109
令和2年度	R2.8	202008	77.4	99.3	102.7	102.2	108.8
令和2年度	R2.9	202009	77.1	98.6	100.6	102.3	108.4
令和2年度	R2.10	202010	78.3	98.7	93.8	102.5	108.6
令和2年度	R2.11	202011	76.7	99.2	92.1	102.8	108.4
令和2年度	R2.12	202012	217.6	99.3	90.5	103	108.8
令和2年度	R3.1	202101	78.9	99.4	90.1	102.5	108.6
令和2年度	R3.2	202102	77.5	99.5	90.9	102.7	109.4
令和2年度	R3.3	202103	79.4	99.6	92.5	103.5	109
令和3年度	R3.4	202104	79.9	99.5	94.9	103.1	109.6
令和3年度	R3.5	202105	77.4	100.2	97.5	103	109.2
令和3年度	R3.6	202106	205.2	100.4	99.2	103	109.4
令和3年度	R3.7	202107	82.2	100.8	103.8	103.3	110.5
令和3年度	R3.8	202108	77.9	101.3	104.3	103.2	112.1
令和3年度	R3.9	202109	76.3	101.5	106.4	103.2	112.7
令和3年度	R3.10	202110	76.4	101.9	104.9	103.7	113.7
令和3年度	R3.11	202111	75.1	102.3	106.9	103.9	114.9
令和3年度	R3.12	202112	213.1	102.7	109.7	104.3	114.9
令和3年度	R4.1	202201	76.4	103.1	113.2	103.8	115.9
令和3年度	R4.2	202202	75.2	104.4	118.1	103.9	116.9
令和3年度	R4.3	202203	74.7	105.2	121.3	104.8	118.8
令和4年度	R4.4	202204	81.2	109.1	123.8	104.9	118.3
令和4年度	R4.5	202205					
令和4年度	R4.6	202206					
令和4年度	R4.7	202207					
令和4年度	R4.8	202208					
令和4年度	R4.9	202209					
令和4年度	R4.10	202210					
令和4年度	R4.11	202211					
令和4年度	R4.12	202212					
令和4年度	R5.1	202213					
令和4年度	R5.2	202214					
令和4年度	R5.3	202215					

（\*2）基準期間

（\*1）検討対象期間  
 ※改定検討日を7月とした場合

## ●運営権者収受額の構成項目ごとの内訳（実施契約書 別紙3第3項）

	例1 仙台圏工業用水道事業	例2 大崎広域水道用水供給事業
人件費 ①	265,824,315	7,072,760,477
薬品費 ②	0	689,272,873
動力費 ③	450,093,000	874,336,000
修繕費 ④	443,485,000	2,872,037,000
保守点検費 ⑤	97,373,000	568,155,000
廃棄物処理費 ⑥	91,200,000	575,954,000
償却費 ⑦	830,329,650	6,716,740,200
資産減耗費 ⑧	0	0
その他営業費用 ⑨	146,770,054	4,635,245,112
公租公課	24,015,475	666,167,973
事業報酬	256,578,172	2,221,818,960

## ●物価変動費の合計のうち各構成項目の割合

物価変動費①割合	0.114329350	0.294643099
物価変動費②割合	0	0.028714318
物価変動費③割合	0.193582141	0.036423836
物価変動費④割合	0.334969000	0.360407043
物価変動費⑤割合	0.357119509	0.279811703

## ●臨時改定判断基準

	例1 仙台圏工業用水道事業	例2 大崎広域水道用水供給事業
物価割合	4%	5%
物価変動比率	104.35%	101.98%
	臨時改定	改定なし